様式第２号（第６条関係）

合　意　書

（認定団体）　と　鳥取市長　とは、鳥取市アダプト制度実施要綱第６条の規定に基づき、下記の事項について合意したことを証するため、本書を２通作成し、各自１通を保有する。

記

（対象区間）

第1条　この合意書に基づく活動対象区間は次のとおりとする。

（１）市道名称

（２）活動区間　　　　　　　　　　　から　　　　　　　　　　まで(約　　　ｍ)

（アダプト活動認定団体の役割）

第２条　アダプト活動認定団体は、前条の対象区間の清掃美化活動等を行い、当該市道等を清潔で良好な状態にしておくよう努めるものとする。

２　アダプト活動認定団体となることで、活動対象区間について、いかなる権利も発生するものではない。

３　アダプト活動認定団体は、年間４回以上の活動を実施するように努めるものとする。

４　アダプト活動認定団体は、アダプト活動を行うに当たっては、法令を守り、自己の責任において活動を行い、けが等をしないように安全に十分注意するものとする。なお、１５歳未満の者が参加する場合は、保護者等の参加による十分な安全確保を図ることとする。

５　アダプト活動認定団体は、鳥取市の分別方法にしたがって回収したゴミを適正に処分するもととする。

６　アダプト活動認定団体は、緑化活動等に伴い新たに花壇を作り、フラワーポット又は植栽した樹木を植えようとするときは、市長と協議するものとする。

７　アダプト活動認定団体は、年度毎に活動内容を記載した活動計画書（様式第５号）を作成し、市長の承認を得るものとする。また、当該年度の活動終了後速やかに活動報告書（様式第６号）を市長に提出する。

８　アダプト活動認定団体は活動内容や構成員に変更があった場合は、活動変更届出（様式第４号）により速やかに市長に届出なければならない。

９　アダプト活動認定団体は、活動中事故等が発生した場合は、直ちに市長に連絡するとともに、事故発生報告書(様式第７号)により報告するものとする。

10　道路管理上その他やむを得ない事情により、設置された花壇、フラワーポット又は植栽した樹木等を除去する必要が生じた場合、アダプト活動認定団体は市長の指示にしたがうものとする。

（道路管理者の役割）

第３条　市長は、アダプト活動認定団体の活動について綿密な連携を保ち、その活動に積極的に協力するものとする。

２　市長は、アダプト活動認定団体の希望がある場合、その名称等を記載した表示板(アダプトサイン)を活動対象区間内に設置することができるものとする。

３　市長は、ボランティア活動に必要な範囲を支給又は、貸与するものとする。

４　市長は、活動に関するボランティア保険に加入するものとする。

５　市長は、アダプト活動によって収集したゴミの回収・処分をするものとする。

６　市長は、アダプト活動認定団体が認定解除を申し出たとき、アダプト活動認定団体が合意書に規定する義務を果たしていないと認められるとき又はアダプト活動認定団体としてふさわしくないと認められるときは、認定を取り消し、第３条に基づいて設置した表示板（アダプトサイン）を撤去するものとする。

（その他)

第４条　この契約について定めのない事項又は質疑が生じた場合は、アダプト活動認定団体と市長が協議の上、解決するものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　アダプト活動認定団体　　団　体　名

　　　　　　　　　　　　　代表者住所

　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　道路管理者　　鳥取市長　　　　　　　　　印